

区民の皆さんと進める対話の区政

杉並区長 岸本 聡子



あけましておめでとうございます。
 区民の皆さんには、新年をお健やかに迎えのことと思います。
 昨年は、世界各地で起こっている紛争や戦争に心を痛め、平和について強く考えた年でした。子どもたちの目には、この世界がどのように映っているのでしょうか。そして、私たちはこの痛ましい事態に対し、何を成せば良いのでしょうか。世界中の誰もが皆、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有しています。私はこの意味と責任を考え続け、行動することを新年に改めて決意します。
 さて、私は一昨年の夏に区長に就任して以来、「対話による区政」を進めてまいりました。できるだけ多くの区民の皆さんの意見や提案に触れられるよう、幾度となく対話集會に足を運び、積極的に意見を交わしてきました。区民の皆さんと共に気候変動対策を推進するため、昨年準備してきた「気候区民會議」が、3月から始まります。また、区のお金の使い道を区民の皆さんと考える「区民参加型予

算」の取り組みも、いよいよ2月開会予定の区議會第1回定例會に予算案として提出する運びとなりました。今年は「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を実現するため、「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に向け、子どもの考えや思いを聴きながら取り組んでまいります。
 私が大切にしている対話・協調・理解・寛容・正義は、平和があって初めて追及できるものであり、同時に平和への道でもあると思います。
 私は、今年の言葉として「人道」を選びました。私が進めたい区政の在り方、人と人との対等な関係の在り方が、平和へとつながっていくという願いを込め、ひとの道、「人道」を胸に、今年も区政に全力で臨んでまいります。
 区民の皆さんにおかれましても、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策 支援給付金(7万円)を支給します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響による負担を軽減するための支援として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、令和5年度住民税非課税世帯に対して、物価高騰対策支援給付金(7万円)を支給します。

1月22日(月)から
 順次お知らせを発送します

対象世帯 5年12月1日現在、杉並区に住民登録があり、世帯全員が5年度住民税均等割非課税である世帯 **支給金額** 1世帯当たり7万円 ※1世帯1回限り。

問い合わせ 杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター ☎0120-378-233 (午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、5年12月29日～1月3日を除く)) ※窓口での相談は電話予約が必要です。



対象・手続き・必要書類・支給時期

	①「支給のお知らせ」が届く世帯	② 確認書または申請書(※1)が届く世帯
対象	対象世帯のうち、杉並区で前回実施した物価高騰対策支援給付金(1世帯当たり3万円)を受給し世帯主に変更がなく、かつ世帯員に異動がない世帯	対象世帯のうち、①に該当しない世帯(5年度住民税課税者に扶養された方など)のみで構成する世帯を除く ※1.世帯の中に、5年1月2日以降に転入した方がいる場合、支給対象外の世帯であっても、案内を発送する場合があります。詳細は、お問い合わせください。
手続き	手続きは原則不要です。 1月22日(月)から順次、世帯主宛てに「支給のお知らせ」を発送します。前回実施した物価高騰対策支援給付金(1世帯当たり3万円)を受給した口座へ振り込みます。	1月22日(月)から順次、世帯主宛てに確認書または申請書を同封した案内を発送します。必要事項を記入の上、5月31日(消印有効)までに返送してください。 また、1月22日(月)から特設ホームページでも申請できます。
必要書類	—	区が発送する案内をご確認ください。
支給時期	2月中旬から順次支給します。	書類の提出後1カ月程度を要します。

※DV等避難者も給付金を受け取ることができる場合があります。

世帯と人口 (住民基本台帳) 5年12月1日現在、()は前月比

世帯数	日本人のみの世帯	313,821(234減)	合計 329,649 (156減)
	外国人のみの世帯	13,106(64増)	
	日本人と外国人の世帯	2,722(14増)	

人口	男		女		合計 572,997 (132減)
	日本人	265,744(102減)	288,080(145減)	553,824(247減)	
	外国人	9,747(77増)	9,426(38増)	19,173(115増)	

※5年9月1日・10月1日・11月1日現在の世帯数(外国人のみの世帯・合計)に誤りがありました。正しくは、前記の世帯数から1件減です。訂正しておわびします。